

2025 年 6 月 2 日

各位

株式会社 SBI 証券

## 海外出国時の継続保有可能商品について ～外国株式、投資信託、国内債券、ST の継続保有が可能に～

株式会社 SBI 証券(本社:東京都港区、代表取締役社長:高村正人、以下「当社」)は、2025 年 5 月 31 日(土)から、海外転勤等の一定の事由により一時的に出国するお客さまに向けたサービス内容を一部改定し、継続保有可能な商品を拡充しましたのでお知らせします。

### 【継続保有可能商品の変更点】

これまで、海外転勤等により出国される際には、外国株式(課税預り)、投資信託(課税預り)、国内債券、ST 等は売却する必要がありましたが、今後は所定の手続きを完了されたお客さまに限り、出国後も継続して保有いただくことが可能となります。なお、NISA 口座で保有している商品(国内株式、外国株式、投資信託)については、2025 年 1 月 1 日より、事前の手続きを行っていただくことで継続保有が可能となっております。

|          | 旧        | 新(2025/5/31～) |
|----------|----------|---------------|
| 国内株式     | ○        | ○             |
| 外国株式※1   | ×        | ○             |
| 投資信託※1※2 | ×        | ○             |
| 国内債券※3   | △ (国債のみ) | ○             |
| ST       | ×        | ○             |

※1 外国株式、投資信託は、出国先の税法・規制等により継続保有できない場合もあります。

※2 法令上出国期間中の新たな購入は認められていないため、新規購入(再投資を含む)はできません。

※3 円貨建てであっても、SBI 債などのユーロ円債や仕組債は国内債券に該当しません。

詳細は「[海外出国時\(非居住者\)の手続きについて](#)」や当社からお送りする書類をご確認ください。

引き続き多くのお客さまにご支持をいただけるように、より中長期での資産形成を続けていただきやすい環境を提供し、多くのお客さまの資産形成を全力で応援していきます。

<金融商品取引法等に係る表示>

商号等 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者

登録番号 関東財務局長(金商)第 44 号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

<手数料等及びリスク情報について>

SBI証券の証券総合口座の口座開設料・管理料は無料です。

SBI証券で取り扱っている商品等へのご投資には、商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります(信用取引、先物・オプション取引、商品先物取引、外国為替保証金取引、取引所CFD(くりっく株365)では差し入れた保証金・証拠金(元本)を上回る損失が生じるおそれがあります)。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、SBI証券WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法等に係る表示又は契約締結前交付書面等をご確認ください。

\*\*\*\*\*

本プレスリリースに関する報道機関からの問い合わせ先

経営企画部 広報担当 久野(ひさの)・栗津(あわづ)・上梶(うわがき)・森田・緒方

電話番号:03-5562-7215

メールアドレス: [SBISEC\\_PR@sbisec.co.jp](mailto:SBISEC_PR@sbisec.co.jp)